

第22回薄川流域協議会 要旨

日時:平成17年7月27日(水) 18:30 ~ 20:50

場所:長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 高水協議会の会員募集について
- 3 議 事
 - (1) 第21回協議会会議録
 - (2) 会員からの請求資料
 - (3) 提言書(案)

資 料

第21回協議会会議録

雨量観測所位置 資料-53

平成16年 台風23号(10月19~21日)の田川流域平均雨量 資料-54

田川流域の土地利用状況 資料-55

多摩川水系河川整備基本方針 資料-56

多摩川水系河川整備計画 資料-57

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

会員数

会員数 40名 (出席会員数19名)

内 容

- 1 第21回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 2 第21回協議会で会員から請求のあった資料について、事務局から資料53~資料57により説明を受けました。
- 3 松本市に対しても、「要望書」を提出することになりました。
- 4 「松本市総合計画」の見直しを行っているため、松本市への要望書の提出を先行させることになりました。
- 5 松本市長あての文書が「要望書」になったことにより、松本市長あての提言書(案)1ページの見出しの『提言書』を『要望書』に訂正し、1ページの一番下の行の最後の部分「以下の通り提言します。」を「要望します。」と修正することになりました。

- 6 松本市に出す要望書に文書を添付することが了承され、座長が松本市の職員の意見を聞いて添付文書を作成し、次回の協議会に諮ることになりました。
- 7 松本市長あての要望書(案)2ページ「1. 防災を考慮した都市計画」で、として「防災都市計画の中に水害対策も含めて一体として検討すること。」という文章を追加して、以下丸数字を一つずつ繰り下げることになりました。
さらに、として「自然の保水力を低下させる開発、事業等を行う場合には、それを担保する対策を講ずること。」と「流域減災対策は地域の特性に合った方法を総合的に検討し、市民と協議して複合した手段を選択する等に配慮すること。」を追加することになりました。
- 8 松本市長あての要望書(案)2ページ「1. 防災を考慮した都市計画」の冒頭部分「1996年」を削除することになりました。
- 9 松本市長あての要望書(案)2ページ、「2. 土地利用規制」の1)1~5の文末に「規制をかける」という表現が入っていますが、抵抗を受ける可能性のある表現のため会員の考えを事務局に提出してもらい、意見を基に座長が「規制をかける」という表現の取り扱いを検討して、次回の協議会に諮ることになりました。
- 10 松本市長あての要望書(案)3ページ「2. 土地利用規制」の「2)防災上多少の問題があっても土地利用を規制しないこと。」、「2) 1.80年に1度の洪水のために、人の土地に網をかけるような都市計画は行わないこと。」、「2)2.床下浸水程度の洪水のために法律的な規制をかけること。」を削除し、「2) 3.地域一帯の危険度を明確に示し、自己責任の考え方を浸透させること。」を2ページ「2. 土地利用規制」の1)の6とすることになりました。
- 11 「女鳥羽川、田川、他の川も含めた流域対策として」というような文章と、田川や奈良井川は複数の市町村を流れていることから「他市町村と十分な協議を進めながら総合的治水をやっていく。」という内容の文章を入れた方が良いという意見が出され、前段が付記に入れることになりました。具体的な文章の修正は野原座長に一任し、次回の協議会で野原座長から案を示すことになりました。
- 12 「付記」については、次回の協議会で整理することになりました。

発言者の敬称は略してあります。

質疑・会員からの意見(会議録の内容について)

(野原座長)

協議会の要旨について何かございますか。特に自分の発言している内容について、よろしいでしょうか。

質問・意見が無いようでしたら、私の発言について資料として配付したように訂正させていただき、訂正した内容で公表することにいたします。

質疑・会員からの意見(雨量観測所位置, 資料-53)

(事務局)

松本建設事務所管内の奈良井川流域における雨量観測所位置ということで、赤い点で落としてある6つ

の観測所があります。奈良井川流域ということで示させていただきました。他に筑北方面や奈川・安曇方面につきましても観測している場所がありますが、県のホームページの砂防情報ステーションに出ており、県内の観測所や雨量状況が見られるようになっていきます。資料の下にURLが書いてあります。

質疑・会員からの意見(平成16年 台風23号(10月19～21日)の田川流域平均雨量,資料-54)

(事務局)

資料54は、女鳥羽川流域を除いた、渚水位局を基準とした田川の流域を示してあります。黒い線が田川の流域で、青い線が河川です。赤い点が今回流域平均を求める上で使用した観測所の位置です。5箇所の観測所の雨量を使いティーセン分割により流域平均雨量を出しております。一番上のグラフが流域平均雨量を示してあります。その他が観測所ごとの雨量です。

(常田長時)

資料54に「三城」がありますが、資料53にはありません。何が違うのですか。
管理者が違うということですか。

(事務局)

資料53の観測所は、すべて松本建設事務所が観測している箇所です。
資料54の観測所は基本高水流量を算定するのに使用した観測所を基に作成しました。

(野原座長)

資料53と54の「松本」は同じですか、違うのですか。

(事務局)

資料54の「松本」は気象庁の松本観測所です。資料53の「松本」は松本建設事務所で観測している場所でありまして、場所が全く違うところです。名前が同じで分かりづらいですが、別の場所になります。

(野原座長)

建設事務所でも同じような24時間の雨量観測をやっているのですか。同じようなグラフが作れますか。

(事務局)

雨量観測をしておりますが、数値のみを保管しております。グラフは、データがあれば作れます。

(田口康夫)

確認ですが、資料54の一番上に「田川流域平均雨量」とありますが、「琵琶橋」は田川流域からはずれているので、この平均の中には「琵琶橋」の雨量は入っていないということですか。

(事務局)

流域からは完全に離れておりますが、資料53を見ていただきますと、田川、奈良井の上流の方には建設事務所の方でも「琵琶橋」しか観測していないということで、流域の外であります、「琵琶橋」を利用して流域平均雨量を出しております。

(野原座長)

今の説明に対して疑問を感じるのですが、「琵琶橋」の雨量はどの流域のどれくらいの面積を代表しているのですか。

(事務局)

田川流域は広いので流域を5つに分割しております。その流域毎にティーセン分割を行い、近い観測所の雨量を使っておりますので、田川の上流の方や、その下流の流域では「琵琶橋」の雨量を使っております。

(野原座長)

分割した流域に対して、近い所の観測所の値を使っているということですね。

(常田長時)

雨量との関係というのは非常に大事なことだと思っております。林務課か河川課か所管は分かりませんが、薄川の上流には8つか9つ使える観測所があると思うのですが、その比較といえますか、そういうものを一緒に出していただければと思います。資料53の観測所のものも、グラフにしなくて結構ですので、並列にして数字だけで結構ですので出していただくと非常に分かりよくなると思います。

(田口康夫)

「琵琶橋」が田川流域の平均に入っているということですが、田川流域の黒い線で囲われた南側の2つが最も琵琶橋の降り方に近かったと考えてもいいかと思いますが、現実には台風23号の時は薄川の水量とかその辺は増えなくて、「田川」の水量が結構増えていた。「琵琶橋」で195mm、これは200mmに近いのでかなりの量が降っているので、「琵琶橋」の降り方がどの辺まで流域に影響を及ぼしたかと考えた場合には、どうなんですか。5つに分割したうち、南の2つが琵琶橋に近かったと考えていいですか。

(事務局)

流域ごとにティーセン分割して、それぞれで平均雨量を出しております。一番南、田川の源流になりますが、その平均雨量は178.1mmですので、「琵琶橋」の195mmの影響があるのかということが分かるかと思えます。

質疑・会員からの意見(田川流域の土地利用状況,資料-55)

(事務局)

田川流域の土地利用状況について、「畑・水田」「森林」「その他(荒廃地)」「宅地(道路含む)」の4つに区分して、その面積比を表に示しました。田川の流域面積は全体で253km²あり、「畑・水田」が49km²で全体の19%、「森林」が168km²で全体の67%、「その他」が10km²で4%、「宅地」が26km²で全体の10%です。この資料は(財)日本地図センター細分区画土地利用データより引用しています。

質疑・会員からの意見(多摩川水系河川整備基本方針,資料-56)

多摩川水系河川整備計画,資料-57)

(田口康夫)

前回の資料請求では、多摩川と阿賀野川、大野川の3つの河川に関して質問を出したのですが、多摩川だけでもかなり厚い資料になってしまい全部出すと大変だということ、大野川と阿賀野川は多摩川と大体同じ考え方で書いてあるので、インターネットには載っていますが、今回は資料として出していません。

高水に関してどうやっているかということで資料請求したので、初めにそちらの話をします。

「京浜河川事務所多摩川水系河川整備計画本文」、資料57の一番最後の2/4というところに整備計画目標流量というのが載っています。この目標流量はどんなことかということ、一番上のところに書いてありますが、「戦後最大規模の洪水とは、多摩川では昭和49年9月の台風16号、浅川では昭和の57年9月の台風18号を指す。」とあり、これを計画目標流量と定めて実降雨、実流量で整備をしていくと。しかも、その期間

が20年～30年の間に限ってこれでやっていきますと。ただし、状況が変わった場合には、これを変える場合があるという形で、実質降雨と実質流量でやっていきますという風に書いてあるわけです。実際に計画目標流量ということでやっているわけです。資料56の最後に、「計画高水流量に関する事項」というのがありますが、これは見たとおり目標流量より多少多くなっています。基本高水が基準点で8700とありますが、目標流量を実質降雨で定めてやっているというところが非常に大事なことだと思うので、この資料を出しました。長いので、詳しくは後で目を通してもらいたいのですが、実質降雨に関して数量を定めて20年～30年の期間の間に河川の整備をしていくということが多摩川でやっているということです。

先ほど言いました大野川と阿賀野川も実質降雨に合わせて計画流量を決めて河川工事をしていくということをやっています。3箇所でこんな様なことをやっていると言うための資料です。

それ以外の関係のことも書いてあるので説明します。多摩川水系基本方針ということで目次がありますが、この中を読んでいきますと、3/3ページのところ。この協議会でも議論したのですが、自然に関する考え方もしっかりと書かれている。しかも、調査研究をしながら考え方を決めていく流れが見えてくるし、多摩川の場合は多摩川八景とか多摩川何景と言って多摩川らしい場所を皆で、市民で話し合いながら決めて、そういう風景を大切にするという考え方も盛り込まれている。

あるいは市民あるいは学識経験者、流域自治体、河川管理者などが情報や意見の交換を行い良い川づくりに向けて進めている。そのために「多摩川流域懇談会」みたいなものを設立して具体的に議論してきたということも書かれています。

私が簡単にまとめるのは良くないので後でしっかり目を通していただきたいですが、「1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針」の(2)というところです。1/2ページです。そこにも多摩川らしい川をどうするかということでもまとまっています。その内容として2段目の最後のところに、この流域協議会でも色々話したのと同じようなことが書かれていて、「洪水時の氾濫被害を最小限に食い止めるため、ハザードマップ等の情報提供、水防警報・洪水予報の充実、情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整」。ここでは「調整」という言葉を使っていますが土地利用に関する考え方、あるいは住まい方の工夫ですか、いわゆる溢れることを前提とした場合にどうやって住んでいったらいいのかというようなことも書かれています。越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育を関係機関や地域住民と連携して推進するというようにハード面もさることながらソフト面をだいたい重要視してまとめてあるというふうなことが書かれています。同じところの最後、2/2ページ3段目に書いてありますけど、「情報を適切に収集、モニタリングしつつ、高度化する技術を活用して適切に行う。特に、多摩川では、洪水流下の阻害となる河川横断工作物や河道内の堆積土砂及び樹木等について、瀬、淵の状態など環境上の影響にも配慮して適正に対処する。」というように環境も重視しながら治水を考えていかなければならないというようなことも書かれています。内容的にかなり議論して決めていったものだと思うのですが、かなり参考になることが書かれているので、ぜひ後で目を通していただきたいと思います。

それと先ほどの整備計画目標流量図のところでも最初に言い忘れてしまったのですが、「流域の保水・遊水機能を適切に確保する等、総合的な治水対策を行う。」というふうにはっきり唱えているところ、いわゆる流域の保水というのは森林の整備とかそういうものです。遊水機能を適切に確保するというのは土地利用の問題ですか、田や畑の使い方に関して考えていこうとはっきりと打ち出しているところが、今までの考え方と変わってきているとうい、そういうことが特に伺える内容になっています。それから、その下に「計画を上回る洪水が発生した場合に被害を極力抑えるよう配慮する。」と書いてある。ですからこれも溢れることを前提にした考え方ははっきりと打ち出しているということでは、かなり進んだものになっていると私は見たので是非こういうことも、よその県ではやっているんだと。だから、薄川にしる長野県しる同様な考え方を当然持っていて良いことだし、この計画は国に認可されたものなので、ここで認可されているのと同じようなことをやれば認可される可能性が十分にあるので、こういうものを参考にして問題提起していけば良いかと思うので、大雑把に説明しましたがこのようなことが書かれているということで資料請求しました。

(事務局)

ただ今の説明の中に、多摩川水系『河川整備基本方針』と『河川整備計画』という言葉がでてきましたので説明します。第6回流域協議会の資料19で新河川法の概要について説明させていただいておりますが、平成9年に河川法が改正になっております。それまでは、『工事実施基本計画』を策定して河川整備を進めてきましたが、平成9年に河川法が改正され、より具体的な川づくりの姿を明らかにするということと、国民のニーズの増大等最近の動向に的確にこたえるというようなことがありまして、これまでの『工事実施基本計画』の制度を見直して新たな計画制度が創設されました。以前は『工事実施基本計画』でやっていましたが、河川整備の基本となるべき方針に関する事項を『河川整備基本方針』とし、具体的な河川整備に関する事項を『河川整備計画』とし、二つに分けております。『河川整備計画』が新しいものになりますが、具体的な川づくり等を明確にして、地域の意向を反映する手続きを導入することとなっています。『河川整備基本方針』は、長期的な視点に立った河川整備の基本的な方針を記述することになっており、資料56の最後を見ていただきますと、基本高水流量を決定して主要な地点での計画高水流量を設定しています。基準地点が『石原地点』で、そこでの基本高水のピーク流量を8700m³/sとしています。このうち流域内の洪水調節施設によって2200m³/sをカットして、計画高水流量を6500m³/sとしています。将来の改修目標を決めているのが『河川整備方針』になります。一方、『河川整備計画』は対象とする事業期間があり、20年～30年後の河川整備の目標を明確にしています。資料57の一番最後のページの図に、主要な地点における整備計画目標流量が示されており4500m³/sとなっています。『基本方針』で設定した6500m³/sでは大きいということで、20年～30年後の姿として既往最大洪水に耐えうるような整備をしていくということで、石原地点では4500m³/sとしています。『基本方針』は長期的な視点に立った河川整備の目標で、『整備計画』は20年～30年後の河川整備の目標ということで流量の言い方が異なっています。『整備計画』では「整備計画目標流量」というような言い方をしており、先程話のありました大分県の大野川水系と山形県の最上川水系につきましても『整備計画』の中では既往最大流量を「整備計画目標流量」としています。『基本方針』の中では将来の目標流量ということで基本高水流量を決めています。

(野原座長)

ただいまの説明に対してなにかありますか。よろしいですか。内容が豊富ですので、家でじっくり読んでいただくと分らない部分がありましたら次回にまた質問していただくことにしたいと思います。

質疑・会員からの意見(提言書の提出先について)

(野原座長)

私の方で案をまとめて皆さんにお配りしてあります。初めに、案をまとめるにあたっての考え方を述べたいと思います。先に河川改修についての提言書を提出した訳ですが、今回はその続きだという観点でまとめてあります。内容につきましては、皆さんにお配りしてあります第1回から第18回までの協議会の河川改修分を除いて残った部分、第19回から第21回協議会までに出された意見、その意見をそのまま区分・整理した内容となっております。項目の並べ方・順序は原則として出された順に並べてあります。内容を区分する時に若干入れ替わっている部分もあります。それから、対立する意見はそのまま併記することにしてあります。意見を整理した結果、長野県に対するものと松本市に対するものに分れました。第21回協議会で松本市代表の担当課長さんから松本市に対して直接提言していただいてもよろしいですと発言いただきましたし、現在松本市では将来の都市計画ビジョンを作成しているようですので、内容が松本市に対してだとハッキリしているものにつきましては、直接松本市に提言した方が県としてもあとあと負担が軽くて済むのではないかと考えて、長野県に対するものと松本市に対するものを別々に作成しました。これは、あくまでも私がこうしただけで、どうするかは皆さんの意見を聞いて決めていきたいと思います。以上ですが、まず最初に、県に対するものと市に対するものと別けて作った案をこれでいいか、統一するか皆さんの意見を聞きたいと思います。

(高橋邦夫)

前回は述べましたが、この流域協議会は県が薄川の流域協議会という形で会員を募集して行ったわけですから、県知事に対するものを作れば必然的に市の方に行くということですので、あえて市と県と別ける必要は無いというのが私の意見です。

(矢口幸子)

私は、こういうふうに関係が両方に出す方が分かりやすいし、県と市はある意味対等という関係でもありますので、これは非常に良くできていると思います。

(山田真一)

県に出すのは当然ですが、松本市に対しても防災マップ等細かいものについては住民に関するものは松本でございますので、提言というか意見をしても、決していけないことではないと思います。

(常田長時)

教えてもらいたいのですが、一般的に県に出せば関係する市町村に下りてくるのは原則というか、そういうルートが出来ているものなのでしょうか。

もし、できているとすれば県だけでいいかと思いますが、そうではなくて参考程度に返ってくるようでしたら両方に出すのも一つの有力な手段だろうと思います。そのルートがどうなっているのか、わかりませんのでそれだけ説明をお願いします。

(事務局)

前回は申しあげましたが、県に頂きました提言書については、松本市長さんあてに薄川流域協議会でこのような提言書を頂きましたということで文書をつけてお出しします。ただ、県から市に対して、この提言書を頂いたので市もこれに従ってやりなさいというような強制することまではできないと思います。

(野原座長)

受け止め方がどちらが効果があるか。ただ文書として送られて、そこで終わりにされてしまうとあまり効果が無い。別けて出すと、直接自分のところに来るからまじめに読まなければいけないというようなことがあるかと思います。

(高橋新吾)

県が設立したので、市へ出すのはどうかという意見がありますが、実は今も話を聞けば県の方では、県へ出していただきましたというだけの話で、それについて県から松本市に対して薄川流域協議会にもご意見をお聞きくださいという指導は一切無いわけですね。ということは、県に出した協議会の意見書は松本市が読もうが読まないが松本市としては勝手という状態になってしまうので、松本市へ出した方が松本市の人たちは真剣に読むと思います。県に出した提案書なので松本市は関係ないよというのが今の松本市なので、ぜひ別々にだしていただきたいと思います。

(二木一男)

私もこの点については、いろいろと考えてみたのですが、そもそも流域協議会は県に対する答申ということで発足したわけございまして、最初から松本市も含めて提言するなんていう考えはなかった訳です。したがって、松本市に対する提言は取りやめて、県一本で良いのではないかという考えをもっている訳です。

(荒井宏行)

最近出ていなかったのが経過がよく分からないところがありますが、松本市も薄川の関係で地域住民の生活と安全という点では市政の重要な柱だから、あまり行政の縦割りは関係なくまちづくりをいっしょに進めるという意味で言えば、提言がどの程度の効力があるかなんか関係なく、提言としてディスカッションするぐらいのこともしても全然構わないと思う。むしろその方が積極的だと思います。

(矢口幸子)

松本市に出すものについては、流域対策ということですので、土地利用の問題に多く触れているところで、合併に伴って松本市は広くなり、今までの各自治体が都市計画区域を持っていた所と持っていない所があります。梓川は都市計画区域を持っていますが、他は持っていない。そのようなことがありまして整合性を図らなければならないということで、それは何も松本市だけではなくて、全県下合併したところについては同じ状況があるわけです。都市計画区域をどうするかということで検討委員会がつい最近発足したわけです。26日の信濃毎日新聞を見ますと、区域拡大を求める委員会がありまして、委員会の中で様々な意見がでましたが、県の都市計画課としては「県から市町村に『こうせい、ああせい』ということは非常に難しい。」というようなことをコメントとして言っております。ということは、やはり私たちは総合治水の観点、努めてそれは土地利用の問題に関わってきますので、私たちは松本市に住んでいる以上松本市に提言していくのが縦割り、県だから県にと、県だけでいいんじゃないかと言うだけじゃなくて、ここでの決めごととして市に出すと言うのも、ここで決めれば良いのではないかと思います。

(高橋邦夫)

繰り返すようですが、薄川流域協議会は何の為にできたかということ为先ほど二木さんが言いましたように、やっぱり県に対する意見陳述を申し上げるといことでございますので、松本市長に対する要望書の中の都市計画とか土地利用規制を本文の中に入れれば問題ないのです。仮に私が松本市長であれば、薄川流域協議会とは何やと、俺は知らないわと言って終わりなのです。自分が作った協議会ではないですから。したがって、あえてするなら陳情書にするならいいですよ、提言書でなくて陳情書。それなら分かります。提言書を、同じ物を出すのはおかしいです。はっきり言っておきます。

(野原座長)

今の陳情書にするという形でどうですか。

届くということに関して言えば別にどちらも同じですよ。効力もそんなに変わらないと思います。言葉にこだわる必要ないと思います。私も要望書だとか提言書だとか並べたのですが、今回は仕方ないということで合せましょうということで、私自身は提言という言葉を使っただけなんです。その言葉に私自身はこだわっていません。皆さんが選択して下さって結構です。

(常田長時)

行政の方は私は分かりませんが、要望書かそういう名前を出すということが一つ姿勢として大事だろうと思います。提言書と同じ言葉で同じ内容というのはちょっと、というのがあります。市長の方はまだ適切な言葉は浮かびませんが要望書でもいいんじゃないかと思います。

(野原座長)

課長さんは前回、「提言書という言葉を使ってよろしいです。」ということでしたから、私は何の抵抗もなく使ったのですが。

(松本市)

私は前回、提言書でということで申し上げた訳ではなく、皆さん方が決められたことを市長に提言する、あ

るいは要望する、あるいは陳情する。それは皆さん方が決められたことだからそれは拒むことはできませんという話を申し上げただけで、そういう言葉で提言してくださいという様なことは話さなかったと思います。

(野原座長)

分かりました。そういうことで言葉にはこだわらないということでした。

(笠井津吾)

私の意見を言う前に、県の方に確認させていただきたいのですが、薄川流域協議会として市の方にこういう物を独自に出すことについて問題はありませんか。

(事務局)

この件につきましては、流域協議会の会員の皆さんが判断されることで、我々事務局の方から特に言うことは無いと思います。

(笠井津吾)

そうであれば、現在松本市の方も基本計画策定会議をやっていまして、建設部会だとか行財政・防災部会だとかいうことで月1回の委員会をやっています。私の個人的な意見としては、この市長に対する提言書ですが、これにつきましては薄川流域協議会の一存として陳情申し上げるとするか、意見を申し上げるとかいう形でも構わないと思いますし、市の方としてはそういう時期でやっている最中ですので、一つの参考意見になると思いますので、私は出されても構わないと思います。

(野原座長)

他にございますか。

それでは『提言書』という言葉で『要望書』というような言葉に書き変えて、流域協議会として、皆さんの意見として松本市に伝えるというようなことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは『提言書』という言葉で『要望書』に変えて、流域協議会から我々の意見という形で松本市にお願いすると、こういうことを参考にしてくださいということをお願いすることにしたと思います。

内容についてはこれから検討するとして、両方に出すということ、それから松本市に出す題目は『要望書』ということにしたいと思いますがよろしいですね。確認したいと思います。多数意見のようですので、そのようにしたいと思います。

質疑・会員からの意見(提言書(案)の検討の順番について)

(野原座長)

それでは次に、内容の検討に移りたいと思います。まず、最初に県の方から進めてよろしいですか。

(田口康夫)

時間的な問題で述べたいのですが、県の方の提言書が早く済めば全然問題ないのですが、市が基本構想を議論している最中で、9月くらいまでにはある程度形が整うようになる予定なんです。だから早い方がいいので、そっちに間に合わせるという考えがあれば市の方を先にして、その後で県の方、県の方は何日までとか、市より先にとか後にとかいうことは無いので、市の方を先にやった方がいいかと思います。

(高橋新吾)

私も是非そうあるべきだと思います。県については今までの会議の分は提出してありますので、形の上では県は済んだことになっているはずですが、この会の提言書としては、県で、薄川のかゆいところまで全部やっ

てくれることはないと思うので、松本市にもお願いしたらどうかという流れで松本市への要望書という話が出てきたので、できれば松本市の基本構想の中に生かしてもらおうことの方が。今まで何十回かここに出てきている皆さんは薄川の治水について心配なさってこの会にでているので、県にまかせれば全部行ってしまうことを信用してこの会に出ていられる人はいるかどうか分かりませんが、是非松本市の方にも県の対応と相呼応して是非こういうことをしてくださいということをタイミングが合うように提言した方がいいと思うので急いだ方がいいと思います。松本市の提言ができあがって、ひと言もこういうことが入らないということが起こったときに、いままでここに集まった人たちは何をやっていたんだということになってしまいますので、薄川を心配するならば生かせるところに提言するべきだというのが私の基本的な考えです。

(松本市)

今お話になっております松本市の建設水道部会というところで基本計画、基本構想の方をまとめる担当をしておるので、その状況について報告します。

今日お見えになっておられる方の中から4名程部会の方にもご参加いただいております。市の方の部会の今の状況は、先週の土曜日7月23日に最終的なご意見を頂きまして、答申をまとめる段階にきておりましたほとんどまとまっております。8月20日に市長に答申するというので、ほぼ答申はできあがっている状況でございます。その中に、松本市に要望いただく内容を含めて、こういう細かいものは記述されておられませんけれども基本的な考え方というものは十分配慮された、例えば総合的な治水を考えると、そんなような言葉の中に個々に入っているというように解釈しております。提言書の方は、このように細かい一行一行、内容を記述するものではございませんので、そんなような状況にあるということだけを今説明させていただきましたのでよろしくお願いします。

それから、松本市と県に出すというところについて、考え方を述べさせてもらいたいと思います。当然両者へ出して頂くことは構わない訳ですけども、県に出す分と市に出す分の内容が違いますので、県に出した所に松本市にはこういう意見を出してあります。松本市に出す分についても、県にこういう提言してございますというような形で、お互いに県にはどのような物がでていのか、市にはどのような物がでていのかということが分かる形にさせていただければ良いかと思っております。

(野原座長)

大まかな答申はまとまりつつあるということなんですけども、その後具体的にさらに細かい実施計画のようなものを作っていくわけですか。

(松本市)

実施計画というのは毎年、3年レベルで作っております。毎年見直しで3年計画で作っております。

(松本市)

早く要望書なり陳情書なりを出して、総合計画に反映させたいという話だったものですから、今の状況を説明させていただきました。皆さん方の意見をこれから総合計画の提言の中に入れることは無理ですと。公募とかいろいろの委員の皆さんにお願いして提言をいただくというシステムでございますから、流域協議会の意見を提言の中に入れていくことは不可能ですと。日程的なもの、考え方のも、メンバー、そういったことも含めてそれは無理ですとということです。

(高橋新吾)

例えば流域協議会ではこういう意見もありますがということで、松本市の今やっている計画の中に、こういう参考意見もありますがという参考意見としても既に却下の状態ですか。

(松本市)

計画課長がお話したように、このメンバーの中にも4人の方が建設水道部会にいらっしゃいます。その中でも意見、提言を言ってもらっていますから、そういったことを踏まえて部会のなかで提言書をまとめたということですから、部会のなかでは参考にさせていただいて提言をまとめていただいたと理解しております。

(田口康夫)

確かに今言われたようなことは現実的にあると思いますが、市の基本構想、建設水道部会の中で、それぞれの意見というのはここでも同じなのですが両論併記的な内容が結構あるのです。私は両論併記の場合、市長はどちらを選ぶか迷う場合、こういうはっきりした提言を出せばそれなりに力になりうる可能性もあるので、何を選択してもらうかという所を押す必要があると思うのです。建設水道部会の中でいろいろ議論があったけど、なかなか納得のいくような内容には完全になってなかったというのが私の感想です。私はそこに出席しているのですが、例えば溢れることを前提とするというような文章を入れようとしたのですが、いろいろ反対してそういう文章が入らなかったというような課程もありますから、市長がどれを選ぶのかというところに寄与するような内容の文章を入れるということは非常に大事だと、決してもう決まったから遅いとそういう問題ではないかと思います。

(野原座長)

答申に間に合わなくても、今後実施していく上において必要であれば意見は意見として提出していけば良いですね。提言書に間に合わないから遅らせるか、それとも早めるか、それだけの違いだと思うのです。

(松本市)

今、高橋さんの方から、提言書に入れてもらうようにというような話があったものですから申し上げたのであって、皆様方が市長に対して提言なり、要望なり、陳情なりされることは別段拒むことはできませんよというようにお話をしているので、そういうことは全然問題はない訳です。

(野原座長)

それでは、こうさせていただきます。なるべく早く松本市に出した方がよさそうなので、松本市に出す分を先にやるというふうにさせていただきます。そういうことで進めます。

質疑・会員からの意見(松本市への提言書(案)「経過及び総合的治水対策の理念」)

(野原座長)

それでは、松本市長あてに出すものを見ていただけますか。

日付など決まっていないものは空欄にしていますが、最初に「経過及び総合的治水対策の理念」という形で、こういう訳で松本市にお願いしますというようなことをまとめてみました。

既に読んでいただいていますけど、ここで3分ほど目を通していただけますか。

それではこのページ、見出しの『提言書』という言葉は『要望書』というふうに訂正していただいて、文章の中の『提言』という言葉は『要望』という言葉に書き換えさせていただきます。

この文章に対して何かこうしたらいいということがありましたらよろしくお願いします。

その前に、市に出す場合はこの前に1枚付け加えるものがあります。市の方の意見を聞いて、次回までにきちんとまとめてまいりますので、皆さんに諮って正式に決めるようにしたいと思います。

「経過及び総合的治水対策の理念」はこれでよろしいでしょうか。

よろしいですか。それでは、次のページに移りたいと思います。

質疑・会員からの意見(松本市への提言書(案)「1. 防災を考慮した都市計画」)

(野原座長)

次に「1. 防災を考慮した都市計画」というようなことで、皆さんから出された意見を列記してあります。これを1つ1つチェックしていきたいと思います。まず を読んでいただいて、意見のある方はお願いしたいと思います。

(高橋邦夫)

全体通じて見ますと、「1. 防災を考慮した都市計画」それから「2. 土地利用規制」、これは非常に前向きの筋の通った言い方をしています。ところが知事に出すのは両論併記ですから、片方はやるべき、片方はやらなくていいと両論でていますよね。その辺を先ほど市の計画課長が言いましたように、市の文章を出すときに県にはこういう文章だしますよと文章をつけますよね。そうすると「なんだこりゃ、県の方には両方書いてあるじゃないか。市の方には一方のことしか書いてないじゃないか。」とこういう理屈になってしまいます。どっちの言葉を信用したらいいかという形になるんじゃないかという感じがします。したがって、市の方は筋の通った前向きな言い方しかしていません、ところが県の方は前向きな話と後ろ向きな話と両方入っているのです。県に対するのはちゃらんぼらんの提言なんです。この辺の整合性が少しおかしいような感じがしますがどうでしょうか。

(常田長時)

今のご意見ももっともですが、どちらかを先に整理して、市の方にこう出しているから県の方もこういうふう整理しようという検討をするということだと思います。どちらかを整理した方がいいかと思います。実際には、前向きと言いますか、建設的と言いますかそういう風にしたい方がいいと思います。

座長さんの方でまとめていただいた提言書(案)の中の追加項目意見というのがございます。それからもう一点、土地利用防災都市計画云々、土地利用云々と言う時に一番大事なのは座長さんの追加意見、1の「防災都市計画の中に水害対策も含めて一体として検討すること。」という項目が非常に大事だろうと思います。今、防災都市計画というのを市の方で出しているのですが、水害というのは別の項目で検討されているようです。別系統で、防災都市計画というのは火災と地震が主で、水は河川の方でやっているよというようなことをおっしゃるので、是非この水害も防災の中に入れるんだという、一体として考えるんだという項目は是非入れていただきたいと思います。そうすると他の項目が大分整理されてくるんだだろうと思います。私の意見も座長さんの意見と同じような考え方がありますので、水害対策を含めるというこれをとにかく先に持ってくるというのが非常に大事だろうと思っています。

(野原座長)

後になりましたけど、「提言書(案)への意見追加」ということで常田さんの方からいただいた意見を採用するものは採用する形でこの中に入れてあります。最後にやろうかと思っていましたが、常田さんの意見も入れますと、2 / 3ページ目の「1. 防災を考慮した都市計画」の次、 の前ですね、これに として「防災都市計画の中に水害対策も含めて一体として検討する。」ということを入れて、あと順番に番号を繰り下げるということにしています。それ以外に2つ、 を追加するという形にしています。この1 / 1ページですね、提言書(案)への意見というか、これも一緒に検討していただきたいと思います。

この として「防災都市計画の中に水害対策も含めて一体として検討すること。」、これはよろしいでしょうか。よろしいですか。私もこれを入れるなら、この項目が一番最初に来るんじゃないかと思ったので、一番最後に来た意見ですけど一番最初に入れさせていただくことにしました。

高橋さんの意見もあるんですけども、内容の検討を進めさせていただきます。よろしいですか。

「防災都市計画の中に水害対策も含めて一体として検討すること。」、よろしいですか。異議が無いようですので、「1. 防災を考慮した都市計画」の として「防災都市計画の中に水害対策も含めて一体として検討

すること。」を入れたいと思います。あと から までであるのは、1つずつ番号をずらすということをお願いします。

次に ですね。今検討していただいていることですが、よろしいですか。意見が無いようでしたら はこれで良いとして、次に です。

(笠井津吾)

今、一つずつ読んでいるようですが、事前に配られてきていますので、何か問題のあるところだけご意見を伺ってやっていただいた方が時間の無駄にもならないかと思います。進行の方法を少し検討していただければ大変ありがたいと思います。

(野原座長)

できたら私もそうしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

(巽 朝子)

の「1996年長野県の河川という資料に…」とありますが、これは1996年だけじゃなくて1992年にも載っていました。1996年だけ取り出すのが変なので、「長野県の河川」だけでいいと思います。

(野原座長)

それでは、「1996年」という言葉を消すことにします。

議事の進め方として1項目ごとに検討していくのではなく、問題点だけをお聞きすることにしたいと思いません。番号を訂正していただいて、ここにあるのは から までとなります。ご意見のある方はお願いします。

(田口康夫)

この間、市の基本計画の市民会議に出た時に、ある人から薄川流域協議会というのは薄川だけの問題だけをやっているのか、松本市には女鳥羽川とか他の川もあるので、市としてやる場合にはそれも対象にしないとおかしいのではないかという意見が出ました。私も市に出すものとしてはその通りだと思うので、1の内容を見ると別に固有名詞を入れて「薄川の流域は」とは書いてはいないけども、薄川流域協議会として出すので、その辺のことを分かるように文章としてどこかに入れないとまずいんじゃないかなと。そういう意味で、「女鳥羽川、田川、他の川も含めた流域対策として」というような文章をどこかに入れた方が良くないか。それからもう一つ、田川なんか特にそうですけど、奈良井川も下っていくと他の市町村に入っていく。塩尻から流れてくる。松本市だけで対応することは結構難しい部分があるので、「他市町村と十分な協議を進めながら総合的治水をやっていく。」というような内容の文章も含めた方がいいんじゃないかと思います。

(野原座長)

前段に入れるか、最後の付記に入れるかどちらかだと思うのですが、どちらがよろしいでしょうか。

(笠井津吾)

今の意見に私も賛成で、入れることについては問題ないと思います。田口さんが言われた問題を提言というか意見書のどこに入れるかという問題ですので、前段に入れるか最後に入れるか、それは座長におまかせしたいと思います。

(野原座長)

今、座長にお任せとありましたが、よろしいでしょうか。私がもう一度両方読み直して、前段に入れるか後段に入れるか次回までにはっきりしたいと思います。

内容についてはよろしいでしょうか。「1. 防災を考慮した都市計画」、よろしいですか。

これに追加することの としまして、常田さんからいただいた意見です。 として「自然の保水力を低下させる開発等行う場合には、それを担保する対策を講ずること。」

(荒井宏行)

例えば松本市にマンションがいっぱい建っていますよね。これは「自然の保水力」「地下水」と関係あるんですか。非常に大きな問題ですので、ちょっと聞かせてください。

(常田長時)

私が考えたのは、次のところに書いてありますが、例えば田んぼを造成して宅地化するということは、ここで協議するよりも、市で全体として考えるべきことだと思うのです。田んぼというのは自然でバランスがとれている。今まであったのを例えば宅地化した時には、個々で考えるのではなくて市が全体として防災都市としてはこういうことが必要だよと。例えば田んぼがいっぱいあった所をつぶせば保水力がどうなるかというのは、ここの協議会で考えるような小さい問題ではないと思うのです。防災都市という大局的なところから考えるべきだろうというので項目を入れることが主で、具体的にマンションが建ったからどうやって計算するかは専門家にやっていただくことだと思っております。私の意見は次の紙に書いてあるので後ほどご覧ください。

(高橋新吾)

この文章は、自然の保水力を考慮したものを取っ払うときはそれを考慮してくれということですが、例えば都市部になると舗装率、総面積に対する舗装してある面積が急に増えるので田んぼを5枚も6枚もつぶして舗装すると、雨が降ると3時間かかって出てくる水があっという間にできますよということを知りやすくなっているんだらうと私は解釈しています。もっと言うなら、これからは温暖化対策ということも時代の流れですので、同じ舗装をするならばできるだけ地下浸透する舗装をするぐらいのことを松本市は考えてもいい。日本の国の上流に暮らしているのだから、責任があるんじゃないかなと思いますので、舗装率そのものも言葉に入れば文章を読んだ人も分かりやすいかと思えます。

(野原座長)

開発という言葉があれば、建物を建てるだとか大体そういう、他の施設をつくるだとか、そういうことがピンと来るんだらうと思うのです。今言われたのは道路ですよ。

(高橋新吾)

例えば体育館とか建てればその周りは全部舗装されますから、間違いなく今まで田んぼや畑であったところが舗装されて何万平方メートルがあっという間に水が溜まらなくなります。そのことも松本市としては考慮していくべきじゃないかという風に解釈できた方が素人受けすると思います。

(野原座長)

「開発」という言葉を、もう少し広い意味で何か適当な言葉ないでしょうか。例えば「事業」というか。何か、全てを含むような。

(常田長時)

例えば、舗装の浸透化だとか、いままでの側溝とは別な考え方、駐車場についてもコンクリートじゃなくて何か考えてくれという意味で具体的な例を挙げた方がいいのかなという気がしていますが、長くなるから簡単で良いかなと思って座長さんの言葉に同調した訳です。私は下の方には色々書いて見ました。

(野原座長)

広い意味で、「開発」でもいいような気がしますが、どうですか適当な言葉ありませんか。

「等」という言葉も付いていますし、「開発、事業等」という言葉にしますか。そうすれば、いろんな事を含むような形になるから。それでは、「開発」のあとに「事業」という言葉を入れます。「開発、事業等を行う場合には…」というふうにいたします。 は追加させていただくと。

それから、 としまして、「流域減災対策は地域の特性に合った方法を総合的に検討し、市民と協議して複合した手段を選択する等に配慮すること。」これはよろしいでしょうか。

言葉が少し分かりづらい面もありますが、よく読むとなるほどだなというような気がします。

(高橋新吾)

平田のあたりを全部都市化してああいう状態にしたり、豊田町をああいう形にするというのは、地権者の意見しか通らないですよ。地権者以外の人があそこは素朴なところにおいでくださいといくら意見を言っても、地権者の人が売って金にしたいとなってしまうばどうしようもないということをここでは言っているのかなと。地域住民だけじゃなくて、地域住民以外の大局的な見地でやっていただきたいという意味だろうと私は理解しています。所有権の無い人は物を言えなくなってしまうので、松本市に出す場合はその辺を何とかうまい文章にしておかないと。「豊田町が全部舗装化されてホテルがいなくなってしまうのでどうかしてください。」と知事さんに陳情に行く素朴な奥さんがいるんですが、地権者としては「ホテルじゃ食えねえ。」と、一発で終わりという状態になってしまうので、それを含めて言っているんだろうなと解釈しています。

(野原座長)

地権者ということではなくて。

(高橋新吾)

例えば、東京都市部でも残っている農地を緑の癒す所として活用しようという時代になっていますので、温暖化とかコンクリート化するだけでなくという風な形で、松本市を都市部を心の癒える空間にしようということを行っているんだろうなという具合のいい文章にしていいただければと思います。既に都市部自体は残っている農地は大勢に使ってもらって緑のままに残そうという時代になっているので、舗装するだけが開発でないという認識になっていますので、そういう文章が入ればなと思っています。

(野原座長)

これがその文章になっているんじゃないですか。地権者だけで決められる問題じゃないですよ。都市計画というのはやはり公共事業ですから地権者の意見も重要ですから重視しなくてはいけないですけど、憲法12条というのもありますし、悪用してはいけないけれども、やはりこういうことも考えながらやっていただくのが行政ですから。やはり、これは狭い意味じゃなくて、「住民」かもしくは「市民」というような言葉が必要だと思うのです。地権者だけの権利じゃなくて、地権者が逆にやられた例もありますから。どっちにも悪用されたんですよ。悪用された場合があるんですよ。だから多くの意見を聞くということは大事なんじゃないでしょうか。

他にございませんか。よろしいですか。

それでは、これも原文のまま として追加させていただきます。

質疑・会員からの意見(松本市への提言書(案)「2.土地利用規制」)

(野原座長)

それでは2 / 3に戻っていただきまして、「2.土地利用規制」について意見のある方お願いします。

これは両論併記という形になっております。両論の中にまたいくつか意見があるという形になっております。これも協議会のなかでかなり議論を戦わせていますので、あまりダブるようなことはしたくありません。

(田口康夫)

「要望書」という形で出すわけですね。

そうすると、もらった方で両論があるということは、どちらを選択するのかという問題がありますから、なるべく一つに、文章の内容をうまく練って、極端に両論の併記という形はやめて、もう少し議論が必要だとは思いますが、いろいろな言葉を使いながらまとめることができないですかね。

(野原座長)

この中の文章ですと、そんなに簡単にまとまらないんじゃないかと思うのです。この要望書、提言書もそうなんですけれど、一本化にこだわる必要ないと思うのですよ。選択云々と言いますが、各人、各人お互いの思いで参加されていて、それなりの意見を持って述べていただいているのですから。

こうやりなさいという強制的な内容、そういうものじゃないと私自身は思います。協議会の意見がある程度消極的のようにとられるかも知れませんが、よその協議会の人のお話を聞いてもそういうことですから。

我々が一生懸命議論を尽くしたんだということをまとめて、これを少なくとも頭において行政の側でいるんな計画を立てるときに、まじめに考えてもらいたいということの方が私は大事なんじゃないかと思うのです。

(高橋邦夫)

この「2. 土地利用規制」について、1)と2)は相反したことを言っていますよ。

県の方に出す提言書の中には「河川改修の実施を急ぐ必要性は全くない。」とか、「遊水池については必要でない。」と、いろいろ反対意見を言っているのですよ。ところが1の方には反対意見が一つも入っていないのです。それならここにも入れるべきです。常田さんが言ったように一つの方向性を見いだすならいいのだけど、両論併記なら両論併記でいかないと。今の座長の言葉はおかしいです。2で両論挙げているなら1の方も両論挙げなければおかしいです。

(野原座長)

私がまとめたのは、皆さんから出された意見を網羅して、それをまとめているだけです。

(高橋邦夫)

だから、全部入れていないということを言っているのです。それであれば、県に出す提言書を見て下さい。県への提言書「9.3 遊水地」の中にある反対意見が一つも入っていないんじゃないですか。そういうこと言うなら、入れてください。1は片方しか入れていない、2の方は両論入っている。おかしいじゃないんですかと私は言っているわけです。

(野原座長)

入れると言えば、追加して入れるという形にしないと。私自身は、出されていない意見を私が勝手に追加する訳にはいきません。

(高橋邦夫)

出されているから書いてあるんでしょ。県の方を見てください、「遊水地」。県の方には入れて、市の方には入れないってどういうことですか。

(野原座長)

あくまでも客観的に出されたものを羅列したのだから。入れたければ入れます。

(高橋邦夫)

座長の一筆で入るか入らないかの違いですよ。だから入れてください。

(野原座長)

それでは、入れます。

(高橋邦夫)

県の2 / 4ページを見てください。「遊水地」の中の反対意見が1つも入っていません。この2)の中の反対意見が1つも入っていません。「遊水地を造るな。」とか「遊水地は私権に影響あるから造るな。」とか、そういう意見がいっぱい出ています。ところが、この1の方には全然出ていないじゃないですか。それは整理の仕方がおかしいです。

(野原座長)

皆さんが入れて良いと言うことであれば、入れます。提言書をまとめる段階で、議事録に載っていないようなものまで勝手に入れた場合にどうかなという気がしています。議事録にのっとってやっていますので。

(高橋邦夫)

県の9.3「遊水池」の2)を見てください。1から5までありますが、この中の意見が1つも入っていないと言っているのです。

(野原座長)

議事録にあるのをそのまま、私は載せているということです。

(高橋邦夫)

だから、こちらの方にも載せなさいと言ってるのです。

(野原座長)

皆さんが載せていいということであれば、載せます。

(高橋邦夫)

関連するから、私は言っているのですよ。市の方に文書を出す時、県にはこういう文書を出しましたよということを出す訳でしょう。そうすると、県のを市が見ますから、「あれ、県の方にはあるのに、私の方には無いのか。」と不思議に思うじゃないですか。

(野原座長)

そうすると私の意見に関することで、市の方に書かれていない部分は私が追加していいですか。よければ、私が次回追加してまとめ直します。

(常田長時)

市に提出するものに対しての意見を座長はまとめられたのだらうと思います。それから県に出す方の意見というのをまとめたのが県への提言書だらうと思います。それですので、この協議会に出た意見を両方に必ず入れるというもので無くても良いと思います。

市にはこういうことを要望したいということを提言書に入れれば良いと思います。例えば、家を建てるときの土地規制の問題があります。具体的に市で考えるべきものだから、ここに入れるということで良いと思います。遊水地は、県の方の時に討議すれば良いだらうと思います。

(野原座長)

私自身は、都市計画だとか土地利用規制の所では意見を述べていないのです。かなり抜けているところもありますが、そうした場合に私が自分の意見を一方的に追加していった時に、皆さんがそれで受けてくれるかなんです。そういう心配があるものですから、できるだけ議事録にのっとって、出された意見を整理区分したというのが実態なんですよ。もとがしっかりしていないから、矛盾点はいっぱい出てきます。

(高橋邦夫)

そういうことであれば、2 / 3ページの から のうち、 と はカットしてください。それならいいです。ここでは「遊水地は造るべきだ」と言いながら、県には「造るべきだ」と「造るべきでない」と二つ拳がっている訳ですよ。矛盾しているんですよ、分かりませんか。

(野原座長)

書きながら、自分自身それくらいの矛盾は感じながら書いています。

(高橋邦夫)

意識していたでしょ。意識しながら書いていたんでしょ。だからおかしいと言っているんです。

(野原座長)

意識しても、今言ったように、自分の思いをそのまま追加できないということです。

(高橋邦夫)

それであつたら、土地利用の2)をはずしてください。それなら分かります。こっちは、両論併記でおきながら、上の方は両論だしてないじゃないですか。

(野原座長)

これは、私の意見じゃないです。

(高橋邦夫)

だから、こっちだって座長の意見じゃないですよ。他の人の意見だって入っていますよ。こっちだけ挙げないでいて、こっちは挙げるのですか。

(野原座長)

皆さんよろしいですか。皆さん許してくれればやります。

(高橋邦夫)

だから、両方挙げるなら両方あげなさいと。片方だけなら片方にしなさいと。ばらばらじゃおかしいと言っているのです。

(野原座長)

だけど私の一存ではできません。私はあくまでも皆さんの出された意見を整理区分するのが原則だと思っていますので。その中でみなさんがそういう意見を出されて、私にやっていいということであれば、やります。今言ったようなことは、私当然かなり知っていますし、いっぱいこれ以外にも出てきます。これだけ大勢の人がいるといっぱい意見が出されているから、整合なんて言ったらきりがありません。

(荒井宏行)

遊水地については議論が分かれているというのは明確だと思うのだけど、これは3 / 3の2)の「防災上多少の問題があっても土地利用を規制しないこと。」だとか「人の土地に網をかけるような…」こういう議論というのはあるんですか。遊水地についてじゃなくてこれは遊水地だけの事を言っている訳じゃないですよね。都市計画、土地利用規制の事でしょ。これはこういう議論がこの中にあるということですか。

(野原座長)

あったんですよ。議事録を読んでいただければ分かります。

(荒井宏行)

そういう発言は、ものすごい問題だと思うけど。

(野原座長)

出された意見を自分勝手にするわけにいかないから、そのまま議事録にのっかってまとめているのです。みんな抽出してある程度そのまま羅列しても分からないから、なるべく意味の近いものは近くに並べるという工夫はしていますけど、みなさんから出された意見を私が気に入らないからというようなことだけで消したり、修正したりそういうことは一切していません。だから矛盾があったにしても、私自身は皆さんが一生懸命考えて出された意見だからということで羅列という形で載せているんですよ。

(巽朝子)

座長さんが苦勞されて、議事録にのっかって出された意見を、ということは大変分かりますけど、今荒井さんからもありましたように、「防災上多少の問題があっても土地利用を規制をしないこと。」というふうに出してしまうことは、この薄川流域協議会の信憑性といいますか、こういう風にキチッと言い切ってしまうのはやっぱり言い過ぎというか、この辺についてはもう少し議論して言い方を変えるなり何かしないはずじゃないかと思います。

(山田真一)

「提言」であれば、意見の相違があっても羅列であってもいいと思うのですが、「要望」とか「意見」というのは、まとまっていなければ「要望」でも「意見」でもないです。だから我々が「要望」することが、バラバラの要求であってはまずいので、それはまとめないとまずいと思うのです。ここの協議会での提言としているんな意見がありましたよということであれば、提言の中には違う意見も、こういう意見がありました、ああいう意見がありましたでいいんですけど、「要望」や「意見」の中に二つの相反したものがあったら、これは「要望」でも「意見」でも、何のために出すのか私には理解できません。まとめてできないのだったら、出さない方がいい。そんな中途半端なものはやめたほうが良い。じゃなかったら、ここのこの場所で最初に、多数決はやらないという原則をここではずして、ここは多数決で決めるのか、松本市に対しては多数決で決めるのか、あるいは皆さんの意見を尽くすまでやるのか、それも皆さんのご意見を伺いたいと思います。

(野原座長)

どうですか。そういうことは、私自身は例えば「提言」「要望」、この見出しをきめる時にやっぱり迷ったんですよ。ただ単純に持ってきたんじゃないですよ。だから「要望」という言葉にさっき変わりましたけれど、実際、今言ったようなことも出てきます。決まったから「要望書」という形にしたんですけども。

(笠井津吾)

3 / 3の2)ですね、3だけ残して、あとカットされたらいかがですか。「3. 地域一帯の危険度を明確に示し、自己責任の考え方を浸透させること。」これは結構なことだと思います。したがって上の2)と、1、2をカッ

トするということでもいいと思います。

(野原座長)

2)と1、2は消して3だけ残して前に追加する。6になる訳ですね。そういうことでよろしいですか。

(田口康夫)

これを出した人の意見がどうかということが非常に大切だと思います。

その前に、座長は理科系的にまとめたのでこうなってしまったのですが、先ほど多摩川の資料として出たところに、「情報伝達体制及び警戒避難体制の充実、土地利用計画との調整、住まい方の工夫、越水しても被害を最小限にする対策及び防災教育等を関係機関や地域住民と連携して推進する。」というような言い回しでまとめてあります。2の土地利用規制のところでは例えば「ハザードマップを作って防災上必要な土地には規制をかける。」と、それぞれの所に全部最後の所に「規制をかける」というふうに書いているのです。これは例えば2)の意見をもっている人からみると、なかなか納得できないようなものになってしまうので、私は両方をうまくマッチングさせた文章、例えば京浜河川事務所が書いたような文章で、両方の考え方を入れるような文章を作成としてはそんな不可能な問題じゃないと思うのです。どうですか、2)の1、2を取っていいと意見を出した人が思われればそれはそれでいいんですけども、もう少し含みのある文章を作らないと、市側としても「規制をかける」とすべて入っていくとかなり抵抗を持つ部分が出て来るんだろうと思うのです。実際に建設水道部会の中でこういう話をすると、いろいろな抵抗があったのです。

(野原座長)

そうすると、結局これは地権者になると思うのですが、例えば「地権者の意思を十分に尊重して」だとかいう言葉を追加しますか。そういうたぐいの言葉を。

(高橋新吾)

長野県への提言書を作るときに、提言委員というか、ワーキンググループになっていただいた方がありません。野原さん一人に全部まとめさせても申し訳ないので、この前のワーキンググループの方にもう一度集まっていたらいい、そうすると文殊の知恵も出てきて丸くなった文章がでてくると思います。今日ここで全部その文章を一字一句やっている時間が、物理的にかかるので、もう一度その方に市へ早く出したいから、県との整合性のとれた文章にしようじゃないかと、ワーキンググループの方にもう一度ご苦労願ったほうが話が早いと思いますがいかがでしょうか。

お願いしたワーキンググループの方たちが、両論併記は矛盾しているからやめようとやめれば、それはそれで結構なことなのでいいと思いますが、この一字一句詰めていたのでは12時過ぎる感じがしますので、できればもう一度ご苦労願った方がいいという意見ですが、他の方いかがでしょうか。

(常田長時)

今の意見とその前の田口さんの意見は非常に参考なと思います。今日いただいた資料のように箇条書き的でなくて文章的といえますか、今日いただいた資料の田口さんが読み上げたような文章でも良いんじゃないかと。要望書の場合にはそれで良いかと思いますが、各項目というのでない方が良くないかと思いますが。

(野原座長)

これはまとめたのですが、笠井さんが言われたように2)を消して、その1、2を消して、3を残して6として追加するという形でいいですか。この中の文章は別として、よろしいですか。意見が無いようでしたらそれはそういうふうにさせていただきます。2)それから1、2は消して、3を残してこれは6とすると、3は残しておきます念のため、4の1)それから1から6までであると。その中の「規制」という言葉があるところをどうするかですね。この「規制」という言葉に関しては、別に集まってどうこうじゃないんですよ。これを見た感じは、言

葉がみんな同じだし、「規制をおこなうこと」となっているから、これはワーキンググループを作って集まって、例えば5名で決めたからといって、また他の人が賛成ということになるとも限らないし、言葉だけの問題だと思うのですよ。これがきついならば、それを緩和するような言葉を入れるようにするとか。

(田口康夫)

その前に、先ほどの2)の1と2のことに関して意見出したのは山田さんだったですか。この意見を出したのは、1として「80年に一度の洪水のために人の土地に網をかけるような規制は行わないこと。」2として「床下浸水程度の洪水のために法律的な規制をかけないこと。」この2つを消すことに関して、どうですか。

(山田真一)

私の意見は、昔から洪水のある場所で、承知してそこにいらっしゃる方たちは、最初からここはこのくらいのものが起きるんだぞということを認識しているはずなんだと。だからといって、この程度、ここまでではできてもそれ以上のところに何かあったら、なんでもかんでもおんぶに抱っこじゃとんでもないぞということを私は言いたかったので、80年あるいは100年に一度のものが床下ぐらいのことであれば、それは、そういう事がありますよと、そういうことをハザードマップにちゃんと盛っておけということを言いたかったのです。だからここは、洪水が起きるときには、例えば松本だったら駅の方に必ず水が溜まっていたよね、ああいうふうには上から下にくるのは当たり前なんだから、ここは来る可能性がありますよということをその住民に対してちゃんと分からせるよと。そういうことを言いたかったんです。少し言葉が足りなかったかもしれません。

(野原座長)

そういうことであれば、3を残せばかなり良いですね。それから後はハザードマップを作ってということも、かなり今の6に含まれています。だから「規制をかけること」という言葉を、きつければこれをどうするかだけの話なんですよ。そうすると、この言葉だけです。この「規制をかける」という言葉を皆さんでどうした方がいいか考えていただけますか。それを事務局の方に提出して私がそれをまた見せていただいて考えて次回諮るといふことにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

そうすると、時間が無いですが、この付記の所はこれでよろしいでしょうか。これは1つだけですけれども、追加したいということがあればどんどん追加しても良いかと思えます。

(高橋邦夫)

今のような文章になれば、すっきりすることはすっきりいたしました。これで私は了承しますけれども、ただ県の方に異議を申している人、例えば県の文章9.3の「遊水地」、「遊水地はできるだけ限りつからない方向で検討すること。」それから2の「ハザードマップをもっと強化して早めに退避してもらうようにし、遊水地はつからないようにすること。」それから5「補償契約をして遊水地をつくると、災害が起きたときにその時代の人たちは大変なことになるので、遊水地はつからないようにすること。」というような意見の人は、松本市にはこの意見を申し上げなくてもよろしいということで理解をしてよろしいですね。こういう意見があるのだけでも、よろしいですね。確認しておきます。

(野原座長)

県の方については、またやりますので。

(高橋邦夫)

県の方に言うけども、市の方には言わないと。そういう二枚舌使っているということですね。

(野原座長)

今までに出された意見をまとめて出そうというだけの話ですから、二枚舌ではないです。県に対しても同じ

です。出された意見を適当な時期にまとめなければいけないからまとめているだけの話なんです。

付記についてもみなさんの方で読んでいただいて追加したい事があったら申し出てください。次回またそういう事をまとめてキチッと整理することにいたします。